

葉山町国民健康保険運営協議会議事録

1 開 会

会長あいさつ

国民健康保険運営協議会規則第3条第3項の規定により、委員2分の1以上が出席のため本会議は成立

同第2条第3項の規定により、副会長の選任

同第5条第2項の規定により、会議録署名委員を2名選出

審議会、委員会等の公開に関する指針に基づき、傍聴者を1名許可

2 議 題

(1) 令和4年度葉山町国民健康保険料(案)について

(会 長) 議題1の令和4年度葉山町国民健康保険料(案)について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) それではまず初めに資料の確認をさせていただきます。「本運営協議会の次第」、「本日委員の名簿」、「議題1 令和4年度葉山町国民健康保険料(案)について」、「【資料1】国民健康保険の保険料について(概略)」、「【資料2】令和4年度国民健康保険料率について」、「【資料3】保険料予算額比較表」、こちらが本日の資料になりますが、足りない委員の方とかいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

それでは、【資料1】の国民健康保険の保険料について(概略)をご覧ください。まず初めに、今回ご審議いただきます国民健康保険料の概略について、保険料の内容などを簡単に説明させていただきます。

1番の国民健康保険の財政の仕組みをご覧ください。こちらの表は、収入と支出をイメージの表としてまとめているものになりますが、表の右側にあるのが医療費などの支出総額が記載されており、1段目の保険給付費は、皆様が国民健康保険を使って、2割、3割とご負担いただいた残りの7割、8割分を、国民健康保険から払わせて頂いている医療費になります。

この医療費や国民健康保険事業費納付金という、神奈川県に支払う納付金や、3段目の保険事業費、特定検診に係る費用などの支出の総額を、表の左側の収入で賅うこととなります。2段目にある保険給付費等交付金、神奈川県からいただく補助金とその下にある繰入金、こういう収入を差し引いて残った部分、残って足りない部分を保険料として、国保に加入している方から納めて頂くものになります。補助金や繰入金を合わせて、支出の総額に足りない分を保険料で補っていただくということになります。

次に2番、保険料の構成についてになりますが、こちらも表にまとめさせていただいており、保険料としては三つの区分に分かれています。表の1番上に医療保険分とありますが、これは皆さま被保険者の方の医療費を賅うため、医療保険分とし

て納めていただくものになります。その下の後期高齢者支援金分につきましては、75歳以上の後期高齢者医療制度へ支援をする分として、納めていただくものになり、一番下の介護納付金分は、介護保険の費用として負担をする分、この三つの区分に分かれているものになります。

この中で、国保に入ると必ずかかる保険料が、上の2つの医療保険分と後期高齢者支援金分になり、介護納付金分につきましては、40歳から64歳までの方に納めていただく保険料になっております。

次に3番、応能割額と応益割額、こちらも表にまとめさせていただいておりますが、所得割は加入者の所得に応じて保険料を計算する保険料になり、国保の中では応能割額となります。保険料全体の55%を所得割で決めさせていただくこととなります。

その下の均等割は、国保に入ると必ず一人当たりにかかる保険料になり、保険料全体の30%を占めることとなります。さらにその下の平等割は、国保に加入している一世帯に対してかかる保険料になり、保険料全体の15%を占めるものになります。均等割と平等割は定額で、応益割額として納めていただくものになります。

所得に応じて保険料を計算する所得割は、例えば保険料全体が1億円かかるとしたら、5,500万円となり、均等割を3,000万円、平等割を1,500万円と計算する仕組みになっております。この55%、30%、15%の割合を考えながら、【資料2】をご覧ください。令和4年度の国民健康保険料率について、計算させていただいております。

保険料率の基礎になる国保に加入している方たちの町民税、被保険者数、世帯数、こういう数字を加味して、計算させてもらいました。今年度は、国保に加入している方の町民税が増えました。去年よりも今年の方が、2億6,000万ほど町民税が増えている状況なので、国保に加入されている方たちの所得が、上がっているということが、町民税から読み取れたところです。

それに対して被保険者数と世帯数に関しては、減っているような状況です。説明は後程させていただきますが、両方とも減っているという状況で、料率を計算させていただきました。

その結果、医療保険分としての所得割が4.75%、前年度と比較すると-0.15%下がることになりました。均等割は年額で19,950円となり、前年度と比較すると950円上がることになりました。平等割は年額で17,500円、前年度と同じ金額になっております。

次に一人当たりの保険料につきましては、年額63,185円、前年度と比較すると2,351円上がっている状況です。これに対して被保険者数は、令和4年度が7,153人、前年度と比較すると324人減っている状況です。

減少の理由につきましては、医療保険制度の変更があり、会社の社会保険に加入する要件が緩和されたことにより、そのような状況が要因として出てきていますので、国保の人数が減ってきている状況です。

一番下の表になる一世帯当たりの保険料は、世帯数が令和4年度4,521世帯なの

で、前年度と比較すると 156 世帯減っている状況になります。一世帯当たりの保険料が年額 99,970 円、前年度と比較すると 2,716 円増えている状況になっております。

2 ページ目をご覧ください。後期高齢者支援分として計算させていただいたものです。所得割が 2.30%、前年度と比較すると - 0.10% 減少となりました。均等割は年額で 9,100 円となり、前年度と比較すると 600 円増額となっている状況です。平等割は年額で 7,500 円、前年度と同じ金額とさせていただいております。

一人当たりの保険料につきましては、先ほどの 1 ページ目と同じ、324 人被保険者が減っております。一人当たりの保険料は年額 28,207 円、前年度と比較すると 1,064 円増えている状況です。

一世帯当たり保険料は、こちらも 1 ページ目と同じように、156 世帯減っており、保険料は年額 44,628 円、前年度と比較すると 1,235 円増えている状況です。

3 ページ目をご覧ください。こちらは介護納付金、3 つに分けたうちの 3 つ目になりますが、所得割額は 2%、前年度と比較すると - 0.2% 減少となりました。均等割は 10,300 円、前年度と比較すると 800 円増えております。平等割は 6,100 円で、前年度と比較すると 700 円増額になっております。

一人当たりの保険料は、こちらも被保険者数が減っています。令和 4 年度 2,731 人に対して、前年度と比較すると 86 人減っている状況です。一人当たりの保険料は 31,766 円、前年度と比較すると 1,060 円増額となっております。

一世帯当たりの保険料、こちらも世帯数が 2,253 世帯で、前年度と比較すると 51 世帯減っている状況です。一世帯当たりの保険料は 38,506 円、前年度と比較すると 963 円増えているという状況になります。

最後の 4 ページ目は、3 つの区分を集計した表の一覧になります。

次に【資料 3】をご覧ください。こちらが保険料の予算額の比較表です。今年度の保険料の予算額と、前年度の予算額を記載させていただいており、網掛けになっている医療分の現年 395,689,000 円、その下の後期高齢者支援分の現年 171,528,000 円、最後下の介護分の現年 83,120,000 円、こちらが今年度の予算額になります。

この予算額を賄うための計算の結果が、【資料 2】で算出しているそれぞれの料率となっております。今年度予算額より、算出した料率により求めた保険料額が下回った場合には、国民健康保険制度の運営ができない状況になりますので、必ずこの予算額を賄える保険料を計算しなければならないことから、参考までにお示ししたものになります。

最後に、口頭によるご説明になりますが、年収 300 万円から 500 万円位の夫婦二人、子供二人の 4 人家族における保険料の試算につきましては、前年度と比較すると安価になりました。

家族構成や所得の状況が様々なので一概には言えませんが、均等割を昨年度より上げさせていただいているので、5 人家族位になりますと、年間で数百円、千円位高くなるという家庭も、試算の中ではありました。

大多数の家庭では、概ねマイナスになる傾向ですが、家族の人数が多くなるとプラスになるケースもあるというのが、試算結果による印象になります。私の方から

の説明は以上です。

【質疑・意見】

(会 長) はい、ご苦労様でした、ありがとうございました。それではただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございましたらどうぞ。前回までは、最後に言われた試算表があったと思いますが、今回それはありませんか。

(事務局) 所得割の料率は減少していますので、所得のある方は年間の保険料が下がり、必ずかかる均等割、平等割の定額の保険料が上がった分、例えば所得が全くない方で7割軽減に該当する場合には、月額で150円位上がるケースも試算しております。今回はお示しすることができなかつたので、口頭によりご説明させていただきました。

(会 長) はい、わかりました。一概にはいろいろな例があるから言えないかと思いますが、総論として今年度の保険料率は、例年に比べてどういう所感をお持ちですか。

(事務局) はい、今回思っていたよりも町民税が、去年と比較すると上がりましたので、

(会 長) 上がったというのは、収入が増えたということですね。

(事務局) 収入が増えて町民税が高くなりましたので、その分所得割の料率を下げる事ができたと思っています。ただし、被保険者数と世帯数が減ってしまった分、300人、324人とか減っていますので、その分定額で納めていただく一人当たりの保険料や、一世帯当たりの保険料がどうしても上がってしまう状況にはなっていました。先ほど説明させていただいた所得割で全体の55%、均等割は30%、平等割は15%にしなければならぬ中で、被保険者数、世帯数が減ってしまった分、その割合を確保するためには上げざるを得なかつたので、それでもなるべく少ない上げ幅で、今回の保険料率とさせていただきます。ぜひこの辺をご理解いただければと思っています。

(委 員) 介護納付金分、【資料2】の3ページ、これは40歳から65歳までの方になりますか。

(事務局) そうです。

(委 員) 世間で騒がれていますよね。逆行しているような感じに受け取れます。【資料3】の介護分が結構増えていることについて。それをどう捉えているのでしょうか、とういことを言いたいです。予算上では医療分と支援分、介護分を確保しなければならないということで、こういう形になったと思いますが、時代に逆行しているように感じます。

(事務局) 言われている逆行しているというのは？

(委 員) 若い人たちに負担してもらっている介護分について。

(事務局) 介護分を40歳から64歳の方に。

(委 員) 負担してもらっているその人たちが、結構高いと言っていると思います。

(事務局) 保険料が高いということですか。

(委 員) 保険料が高いことです。高い、高いと言っているのに対して、介護分が前年度に比べて、結構高くなっていると思います。

(事務局) 保険料が上がっている分につきましては、先ほどご説明した通り、50%、30%、

15%の割合に準じる必要がありますので、その賦課割合により計算せざるを得ないというのがあります。

介護保険の制度の仕組みについては、国民健康保険制度でそれをどうするということが、なかなか難しい状況にはあると思います。国保の方で40歳から64歳までの方の保険料をいただいて、65歳以上については、別途介護保険料として納めていただくというのが制度設計となっておりますので。

(委員) ですから先ほど会長が言ったように、そういう年齢層や所得層によって、概ねいくら保険料を支払うのか、前回までは表があったと思うんですが、今回はそれがないので、検討するのが難しいです。

(事務局) そうですね。

(委員) 予算額を賄うために、医療分、支援分、介護分の料率を決められたことだと思いますが、保険料を試算した表があれば、もっと分かりやすくなると思います。

(事務局) 保険料を試算した表は、ある方が良かったと感じています。介護分は40歳から64歳の方達なので、現役世代であり、仕事されている方が多い年代だと思います。

そういう方たちに関しては、所得割の料率を下げたことにより、前年度よりも保険料は下がっていると思います。介護分に関しても、所得割の料率は下げられていますので、現役世代には、安価に収まるとの試算になっています。

どちらかというとな所得が少ない方が、上がり幅が、それほど高くはありませんが、年間で1,500円位、月でいうと150円位に少し上がるケースも見受けられました。

今年度の所得割は、町民税が増額となったことから、所得割の料率を減少しましたが、応益割額とのバランスがあるため、そちらが増加する弊害もあることに、今回の積算において感じたところがあります。

平等割と均等割に関しましては、被保険者の所得に応じて7割、5割、2割と保険料を軽減する制度がございますので、所得が少ない方への配慮については、こちらの制度で賄っている部分はあると思います。

(委員) 被保険者数とか世帯数というのは、年々減っているんですか。

(事務局) 年々減っていくと思っております。加入要件の見直しがあり、社会保険に移行する方も多くなることと、75歳になる方の割合も、3年ぐらい増加傾向にありますので、国保の被保数がどんどん減っていくという状況あると思います。

(会長) 特定健診の受診者は増えましたか。

(事務局) 令和2年度、3年度は、コロナ禍の影響により、受診率は減少しております。

(会長) 他にご意見はございますか。無いようですので、議題1はこの案で異議ないと認めてよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) 異議なしと認め、事務局の案を承認することといたします。

(2) その他について

(事務局) 本審議会の委員の皆様につきましては、委員の委嘱期間が今年の9月末で満了となります。後日にあらためてご相談させていただきたいと考えておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

また、次回のこの協議会につきましては、8月に開催を予定しておりますので、日程調整等をご連絡いたします。内容は、国民健康保険の令和3年度の決算について、ご審議いただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

(会 長) それでは他にご意見がないようですので、これを持ちまして葉山町国民健康保険運営協議会を閉会といたします。皆様お疲れさまでした。どうもありがとうございました。